

## 今年4つの選挙が執行されました

区	投票率	順位
都筑区	65.25	1
青葉区	65.23	2
港北区	64.38	3
栄区	62.95	4
戸塚区	62.68	5
<b>金沢区</b>	<b>62.66</b>	<b>6</b>
港南区	62.24	7
西区	62.01	8
緑区	61.73	9
泉区	61.45	10
保土ヶ谷区	60.73	11
神奈川区	60.66	12
旭区	60.60	13
磯子区	60.47	14
鶴見区	59.23	15
瀬谷区	58.81	16
中区	58.07	17
南区	56.82	18

区	投票率	順位
<b>金沢区</b>	<b>45.65</b>	<b>1</b>
都筑区	44.04	2
栄区	43.94	3
戸塚区	43.52	4
港北区	43.36	5
港南区	43.15	6
西区	42.82	7
青葉区	42.10	8
磯子区	41.66	9
旭区	41.31	10
保土ヶ谷区	41.20	11
緑区	41.16	12
泉区	41.13	13
神奈川区	40.12	14
中区	39.74	15
瀬谷区	39.01	16
鶴見区	37.68	17
南区	37.30	18

区	投票率	順位
青葉区	62.06	1
都筑区	60.96	2
港北区	60.07	3
栄区	59.03	4
<b>金沢区</b>	<b>58.73</b>	<b>5</b>
戸塚区	57.73	6
緑区	57.54	7
港南区	57.35	8
西区	57.24	9
磯子区	55.59	10
泉区	55.50	11
旭区	55.43	12
神奈川区	55.00	13
保土ヶ谷区	54.99	14
瀬谷区	54.07	15
鶴見区	53.93	16
中区	53.74	17
南区	51.88	18

区	投票率	順位
<b>金沢区</b>	<b>44.79</b>	-

金沢区の投票率は  
 参議院選挙62.66%(18区中6位)  
 市長選挙 45.65%(18区中1位)  
 衆議院選挙58.73%(18区中5位)  
 金沢区市議補欠選挙44.79%  
 と高い投票率となりました!

御協力いただき  
 ありがとうございました!



## 令和7年度の活動



区内各駅にてポスターを掲示しました!



ビアレヨコハマにて街頭啓発を実施しました!

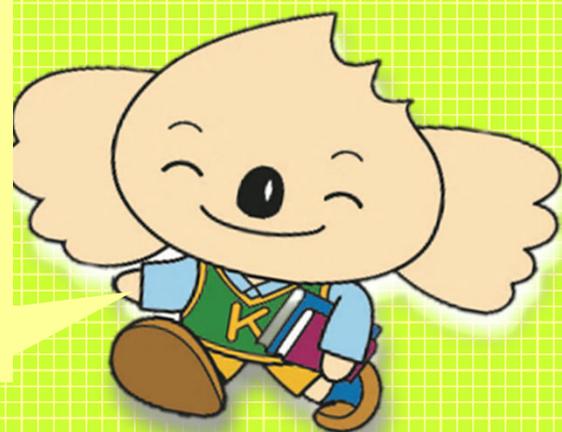


選挙啓発グッズ(瞬間冷却パック)を制作・配布しました!

# 金沢区明るい選挙推進委員・推進員研修会について

今年度は、例年実施している研修会の開催を2月に予定しておりましたが、第51回衆議院議員総選挙が急遽実施されたこともあり、活動を行うことができませんでした。つきましては、研修の代替としては簡便ではありますが、選挙に関するクイズをご用意しました。

挑戦していただけますと幸いです。



## 問題1

京子さんはこの春、進学のため金沢区から東京都多摩市へ引越しをします。3月31日に引っ越して4月1日には多摩市役所へ転入届を出しに行く予定です。

東京都多摩市では4月12日投開票日の多摩市長選・市議補選が行われる予定ですが、4月1日に多摩市民となる京子さんは、投票することができるでしょうか？

- ①投票できる
- ②投票できない

## 問題2

来週末に選挙を控えたある日、父・母・息子の3人で暮らす大谷さんのお家に3人分の「投票のご案内」が届きました。

しかし息子の翔太さんは今月いっぱい北海道で野球の合宿に参加しているので投票に行くことができません。

両親のどちらかが翔太さんの分の「投票のご案内」を持って代わりに投票することはできるでしょうか？

- ①できる
- ②委任状や身分証があればできる
- ③できない

### 問題3

期日前投票をしにきた山中さんですが、いざ氏名掲示を見るとどこに投票するか迷ってしまいました。やっぱりよく考えたいので今日のところは投票せず、投票用紙は何も書かずに持ち帰って、また来たいと考えています。

このように、投票用紙を受け取った後に気が変わってしまった場合、投票用紙を持ち帰ってまた投票に来ることはできるでしょうか？

- ①できる
- ②できない

### 番外編:選挙豆知識

駅前の広場等で、「本人」と書かれたたすきをつけて演説をしている候補者を見たことはありませんか？

なぜ自分の氏名ではなく、「本人」なのでしょう。



実は「たすき」や「のぼり」は公職選挙法上では「文書図画」というものとして見なされています。

また、公職選挙法第143条により選挙運動期間外(選挙前の一定期間ではない時期)において、**公職の候補者等の氏名又は氏名類推事項を表示する当該公職の候補者等のための政治活動用文書図画**は掲示することが禁止されています。(ポスターや看板などの例外を除く)

したがって、候補者や候補者になろうとする人が選挙運動期間外に名前入りのたすきをつけることはできません。

ちなみに、芸能人の山下智久さんが候補者として政治活動を行いたい場合「山P」と書かれたたすきを使用することはできません。「山P」は氏名ではないですが、山下智久さんの愛称であり、山下智久さんを連想させるためです。

一方で、公序良俗に反しない範囲であり本人の氏名を全く連想させないのであれば「本人」以外の文言でも使用することができるので「本日の主役」といったたすきで政治活動を行うこともできます。



# 回 答



## 問題1・・・正解②

投票するには、選挙権を有していると同時に、各市区町村の「選挙人名簿」に登録されていることが必要となります。

また、公職選挙法第21条により、新住所地の選挙人名簿に登録されるためには、転入届を出してから3か月以上が経過する必要があると定められています。

よって京子さんが多摩市の選挙人として投票できるのは7月1日以降となり、4月12日投開票の多摩市長選・市議補選では投票することができません。

## 問題2・・・正解③

公職選挙法では、投票は選挙人本人が行うことを前提としており、本人との関係性を証明する身分証や本人による委任状があっても、本人以外が投票することはできません。これは投票の秘密や公正を守るためです。

翔太さんのように投票期間に遠方に滞在している場合は、選挙管理委員会へ「請求書兼宣誓書」を提出することで、「不在者投票制度」による投票を行うことができます。

また、公職選挙法第48条により認められている「代理投票」は心身の故障その他の理由で自分で投票用紙に記入できない人が、投票所で係員に記載を代行してもらえる制度となります。

この場合の代理人は、家族や同伴者が務めることはできず、投票管理者が指名した2名以上の選挙事務従事者が本人の意志が適切に反映されていることを確認しながら行います。

## 問題3・・・正解②

公職選挙法施行令第42条に基づき、投票所を退出する場合は投票用紙は返却することになっています。

そのため、投票用紙を持ち帰ることはいかなる理由でもできませんが、投票用紙を返却すれば、別日に改めて投票することができます。